

# 京都コンサートホール、京都市呉竹文化センター及び京都市右京ふれあい文化会館敷地内 自動販売機設置仕様書

京都市では、京都コンサートホール、京都市呉竹文化センター及び京都市右京ふれあい文化会館敷地内に来館者の利便性向上に資することを目的として、自動販売機を設置する事業者（以下「営業事業者」という。）を募集します。

入札に参加を希望される営業事業者の方は、こちらの仕様書をよく読み、以下の事項を御承知のうえ、お申し込みください。

## 1 設置条件等

### (1) 設置施設

- ① 京都コンサートホール（京都市左京区下鴨半木町1番地の26）
  - ア 開館時間・・・午前9時から午後10時まで
  - イ 休館日・・・第1・第3月曜日（祝日と重なる場合は翌平日）、  
1月1日から1月4日及び12月28日から12月31日
  - ウ 施設概要・・・大ホール（1,839席）、小ホール（514席）
- ② 京都市呉竹文化センター（京都市伏見区京町南七丁目35番地の1）
  - ア 開館時間・・・午前9時から午後9時半まで
  - イ 休館日・・・毎週火曜日（祝日と重なる場合は翌平日）、  
1月1日から1月4日及び12月28日から12月31日
  - ウ 施設概要・・・ホール（600席）、創造活動室、リハーサル室、会議室等
- ③ 京都市右京ふれあい文化センター（京都市右京区太秦安井西裏町11番地の6）
  - ア 開館時間・・・午前9時から午後9時半まで
  - イ 休館日・・・毎週火曜日（祝日と重なる場合は翌平日）、  
1月1日から1月4日及び12月28日から12月31日
  - ウ 施設概要・・・ホール（452席）、創造活動室、リハーサル室、会議室等

(2) 設置場所別紙（設置箇所図）、台数、寸法上限、最低使用料

設置番号	設置場所	設置面積寸法上限 (横×奥行×高さ)	設置台数	最低使用料 (税込・令和5年4月1日 から令和6年3月31日 までの使用料)
①	京都コンサートホール 1階	W1,200×D800×H1,900	1台	600,000円
②	京都コンサートホール 4階	W1,200×D800×H1,900	1台	
③	京都市 呉竹文化センター	W1,100×D730×H1,900	1台	
④	京都市 右京ふれあい文化会館	W1,200×D800×H1,900	1台	

※ 設置場所については、京都市文化市民局文化芸術都市推進室文化芸術企画課（以下「文化芸術企画課」という。）の指示に必ず従ってください。（別添「設置箇所図」参照）

※ 寸法上限には、使用電力計測用の子メーター設置寸法を含み、空容器の回収箱設置場所を含みません。

ただし、使用電力計測用の電気子メーターを自動販売機の上部に設置する場合は、天井までの間で設置可能な高さであり、天井の点検口及び点検の際に天井に人が出入りする場合に支障が生じない箇所に設置するときに限り、電気子メーターを含む高さが寸法上限を超えることを認めません。

※ 設置台数及び設置場所については、別紙をご参照ください。

(3) 営業事業者

設置番号①～④を合わせて1営業事業者とします。

(4) 空容器回収箱

営業事業者は、設置する自動販売機に併設して空容器の回収箱を設置しなければなりません。

空容器の回収箱は、容器の種類ごとに分別可能なものとし、満杯とならないように適切に回収し、回収した容器は、関係法令等に基づき適切にリサイクルしてください。

回収箱の形式に指定はありませんが、事前に文化芸術企画課と協議のうえ設置してください。

なお、協議は設置予定の回収箱の大きさや形が安全なものかを事前に確認するためのものです。

(5) 取扱商品及び販売価格

ア 取扱商品

ペットボトル・カン・紙パック等の密閉式の容器又に入った清涼飲料水（ジュース、茶、水、コーヒー、紅茶、乳製品及びこれらに類する商品）とし、酒類の販売は行ってはいけません。

イ 販売価格

標準販売価格（メーカー小売希望価格）としてください。

(6) 設置機種等

ア アウトドア型（ペットボトル、カン、紙パック）の飲料用自動販売機

イ ユニバーサルデザイン

誰にでも使用しやすいユニバーサルデザインの自動販売機としてください。

ウ 環境対策

消費電力の低減等の技術を導入した省エネ機、または、二酸化炭素等を冷媒としたノンフロン対応機、休館日はセンサーやタイマーの設置による自動点灯・消灯などの環境対策機能を備えた機種としてください。

エ 災害救助ベンダー

設置する自動販売機については、災害救助ベンダーとしてください。

災害発生時に自動販売機の飲料を無償で提供することを前提とした機器とし、災害発生時に本市が飲料の提供を必要と判断した場合には、自動販売機内のすべての飲料を無償で提供していただきます。

なお、災害発生時には電気が供給されない状況であっても使用（対応）できる自動販売機としてください。

オ 電気子メーター

設置するすべての自動販売機に、使用電力計測用の電気子メーターを設置してください。

(7) 耐震対策等

自動販売機を設置するに当たっては、耐震対策（転倒防止策）を施すなど、安全に設置してください。

なお、設置に当たり必要となる工事等に要する一切の経費は、営業事業者の負担となります。

(8) 衛生管理等

衛生管理、感染症対策等については、関係法令等を遵守するとともに徹底を図ってください。

(9) 緊急連絡先の表示

営業事業者は、設置するすべての自動販売機に故障等が発生した場合の緊急連絡先を明示するとともに、自動販売機の故障、問い合わせ及び苦情については、すべて営業事業者の責任において対応してください。

(10) 維持管理等

ア フルオペレーション

営業事業者において、自動販売機の設置から商品の補充、メニューチェンジ、空容器の回収・リサイクル、金銭管理、故障時の対応、定期点検、自動販売機内部、外観及びその周辺の清掃・美化までの自動販売機の設置管理運営に必要な一切の維持管理業務を行っていただきます。特に繁忙期については、売り切れがないように、商品を補充してください。

イ 作業時間等

午前9時から午後5時までとし、作業内容、作業時間等については、事前に文化芸術企画課（又は設置施設を管理する公益財団法人京都市音楽芸術文化振興財団（以下「音芸財団」という。））と協議のうえ、来館者の妨げにならないよう、また敷地内での公務に支障をきたすことのないよう十分に注意をして行ってください。

(ii) 機種の変更等

設置した自動販売機の機種の変更を行う場合は、あらかじめ文化芸術企画課に申し出たうえで、承諾を得てください。

## 2 募集条件等

(1) 設置期間

営業事業者に対する使用許可の期間は、上記「1 設置条件等」(2)①～④とも令和5年4月1日から令和6年3月31日までの期間とします。

※ 令和6年4月1日以降については、それまでの使用状況や必要性等を勘案したうえで支障がないと本市が判断した場合、当初の条件を変更しないことを前提として、最長2年（令和8年3月31日まで）を限度に引き続き1年ごとに使用許可を更新することとします。

(2) 使用料

ア 応募価格（提案使用料）

応募申込書の該当欄に、応募価格（提案使用料）として、令和5年4月1日から令和6年3月31日までの使用料を百円単位で記入してください。

イ 使用料の納入

本市が発行する納入通知書により、使用を開始する前に、本市が指定する期日までに設置期間分の使用料を全額納入してください。

本市が指定する期日までに使用料が納入されない場合は、使用許可を取り消します。

なお、この場合において、自動販売機の撤去に要する費用、その他一切の経費は営業事業者の負担となります。

(3) 必要経費

ア 自動販売機の設置、撤去及び原状回復

自動販売機の設置、撤去及び原状回復は営業事業者自らの責任で行い、これらに要する工事費等の一切の費用は、営業事業者の負担とします。

イ 電気料

自動販売機の運転に必要な電気料は、自動販売機に設置する電気子メーターの検針に基づき、営業事業者の実費負担とします。

電気料金は、音芸財団が発行する納入通知書により、毎月ごとに音芸財団が指定する期日以内に納入してください。

(4) 遵守事項等

ア 募集条件等を遵守し、使用料及び必要経費についてもそれぞれの期限までに確実に納付してください。

イ 本件の自動販売機設置の権利については、第三者への譲渡又は転貸を禁止します。

ウ その他定めのない事項については、協議のうえ決定します。

(5) 事故責任

自動販売機の設置によって第三者に生じた事故が、本市の責に帰さない事由による場合は、営業事業者が補償をすることとします。

(6) 商品・機器等の盗難・破損

本市の責によることが明らかな場合を除き、当該自動販売機に係る盗難事故や破損事項等に関しては、その一切の責任を負わないこととします。

また、営業事業者は自動販売機が毀損、汚損又は紛失したときは、速やかに復旧することとし、復旧に係る経費は、営業事業者が負担することとします。

#### (7) 原状復旧

営業事業者は、自動販売機を撤去したときは、営業事業者の責任と負担のもとに原状復旧を行い、本市の確認を受けることとします。

### 3 使用許可申請の手続

営業事業者に決定した者は、以下の手続を行っていただきます。

#### (1) 行政財産使用許可申請書の提出

本市指定の様式により、決定通知後7日以内に、行政財産使用許可申請認申請を行ってください。

#### (2) 設置する機器等の資料

図面等、設置する自動販売機の仕様が分かる資料等の一式を御提出いただきます。

#### (3) 標準保証書の提出

保証人を立てていただき、使用許可後に運営事業者及び保証人の署名又は記名・押印<sup>※1</sup>のある標準保証書に、次の資格要件を満たしていることが証明できる書類を添えて御提出ください。<sup>※2</sup>

#### <保証人の資格要件>

保証人は、次に掲げるいずれの資格も満たす者でなければならない。

① 日本国内に住所（法人その他の団体にあつては、事務所又は事業所）を有すること（可能な限り本市又は本市に隣接する市町村の区域内に住所を有すること）。

② 使用料の年額の5倍以上の年間所得又はこれに相当する固定資産評価額の不動産を有すること。

※1 押印について、法人の場合は実印、個人の場合は運転免許証等の本人確認書類を求めます。

※2 保証人を立てることが困難な場合は、使用料（年額）の1/4の保証金を納付してください。

### 4 営業事業者の決定の取消し

次のいずれかに該当する場合は、営業事業者の決定を取り消します。

(1) 正当な理由なくして、指定する期日までに行政財産使用許可の手続に応じなかった場合

(2) 営業事業者の決定後、「応募資格要件」（募集要項3）を満たさなくなった場合

(4) その他本市が行政財産使用許可の相手方として不適当と認めた場合

### 5 その他

(1) 2(3)に記載する必要経費のほか、応募、質問及び行政財産使用許可の手続に要する一切の費用は、営業事業者で御負担いただきます。

(2) 営業事業者には、自動販売機の設置後、本市が指定する様式により毎月の販売実績を報告して

いただきます。

(3) 設置事業者の決定後、当該事業者が辞退の意向を示した場合

ア 当該事業者へ損害賠償請求を行うことがあります。

イ 当該事業者の決定を取消したうえで、次点の者を繰り上げて新たな設置事業者とするか、再公募を行うことがあります。

#### 参考資料

販売実績（令和4年1月1日～令和4年12月31日）

施設名称	設置場所	本数(本)	販売金額(円)
京都コンサートホール	1階	5,655	792,960
	4階	1,811	252,100
京都市呉竹文化センター	1階	4,315	571,310
京都市右京ふれあい文化会館	1階	3,884	557,940

#### 【問合わせ先】

京都市文化市民局文化芸術都市推進室文化芸術企画課（担当：伊藤・黒田）  
〒604-8571 京都市中京区上本能寺前町488番地 分庁舎地下1階  
電話（075）222-3119  
FAX（075）213-3181  
E-mail [bunka@city.kyoto.lg.jp](mailto:bunka@city.kyoto.lg.jp)

#### 【ホームページアドレス】

京都市文化芸術企画課 <https://www.city.kyoto.lg.jp/bunshi/soshiki/6-3-1-0-0.html>  
京都コンサートホール <https://www.kyotoconcerthall.org/>  
京都市呉竹文化センター <https://www.kyoto-ongeibun.jp/kuretake/>  
京都市右京ふれあい文化センター <https://www.kyoto-ongeibun.jp/ukyo/>